

情報倶楽部

2022年5月

No. 253

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 事業所得の損失の取扱い

Q. 新型コロナの影響で居酒屋を一時休業したので、赤字になります。この赤字は税務上どのように取り扱われますか？

A. 次のように取り扱われます

【青色申告の場合】

事業所得が赤字で、他の所得と通算しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）があるときは、その損失額を翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます（純損失の繰越）。また、純損失の金額が生じた年の前年も青色申告をしている場合には、その損失の金額の全部又は一部を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受け（純損失の繰戻し）、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後3年間にわたって繰り越すことができます。

なお、純損失の繰戻しの適用を受けるためには、繰戻しを行う純損失が生じた年分の確定申告書とともに原則として確定申告期限までに、「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書」を所轄の税務署長に提出する必要があります。

【白色申告の場合】

事業所得などが赤字で、他の所得と通算しても、なお控除しきれない部分の金額のうち、「事業用資産に生じた災害による損失等」については、その損失額を翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/05.htm>

源泉所得税

★ 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収

Q. 完全子会社からの配当は源泉徴収が不要になったとか。どのようになったのですか？

A. 「100%のグループ関係にある完全子法人から親会社に配当する場合には、その配当

の支払時に源泉徴収が行われるが、その源泉徴収された所得税等は、親法人の確定申告で税額控除され、還付金の支払等が行われている。

また一方で、完全子法人からの配当については、親法人の法人税の算定上、全額益金不算入となっているので、法人税が課されないにもかかわらず、源泉徴収の対象になっていることから、効率性、有効性を高める検討を行うべき」との指摘が、会計検査院「令和元年度決算検査報告」においてありました。

そのことを受けて、令和4年度の税制改正では、内国法人が支払いを受ける配当等以下のものについては、所得税の源泉徴収を行わないこととされました。

- ① 完全子法人株式等に該当する株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払に係る基準日において、その内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合におけるその他の内国法人の株式等に係る配当等

この改正は、令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用されます。

そ の 他

★ 配偶者居住権

Q. 配偶者居住権ってどんなものですか？

A. 配偶者居住権とは、民法改正により創設されたもので、被相続人の配偶者が相続開始の時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用及び収益を認める権利(配偶者居住権)をいいます。

配偶者居住権は、配偶者が遺産分割の選択肢の一つとして取得できるほか、被相続人が遺贈で配偶者居住権を取得させることもできます。

配偶者居住権の存続期間は、原則として配偶者の終身の間となっています。

相続時の配偶者居住権の評価方法は次のとおりです。

居住建物の時価(A)－(A)×(耐用年数－経過年数－存続年数)÷(耐用年数－経過年数)×存続期間に応じた法定利率による複利現価率＝配偶者居住権の価額

そして、居住建物の価額は、次の算式によって評価します。

居住建物の時価－配偶者居住権の価額＝居住建物の価額

※ここでいう時価とは、相続税法第22条に規定する時価、すなわち評価通達の定めるところにより計算した相続税評価額をいいます。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hyoka/200701/pdf/01.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hyoka/4666.htm>

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hyoka/200701/01.htm>

★ 成年年齢の引下げと税制

Q. 成年年齢が引き下げられましたけど、どのような税制に影響がありますか？

A. 令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

これに伴って、税制でも、次のような制度の要件が見直されています。

- ① 相続税の未成年者控除
- ② 相続時精算課税適用者の要件
- ③ 結婚・子育て資金贈与特例
- ④ 直系尊属からの贈与に係る贈与税率の特例
- ⑤ 事業承継税制に係る受贈者の要件
- ⑥ 住宅取得等資金贈与の特例
- ⑦ NISA口座の開設者の年齢要件
- ⑧ ジュニアNISAの開設者の年齢要件
- ⑨ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除
- ⑩ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例
- ⑪ 遺産分割協議の参加
- ⑫ 個人住民税の非課税措置

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022004-004.pdf>

★ 相続による土地の所有権の移転登記

Q. 相続による土地の所有権の移転登記等をした場合の登録免許税の免税措置が改正になったとか。どのようになったのですか？

A. 次の①、②の免税措置は令和7年3月31日まで延長され、②については、その適用対象となる土地の区域の要件が廃止されるとともに、土地の価額の上限が100万円(改正前10万円)に引き上げられました。

- ① 相続により土地を取得した個人が登記を受ける前に死亡した場合の登録免許税の免税措置

相続により土地の所有権を取得した個人が、その相続によるその土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合は、令和7年3月31日までに、その死亡した個人をその土地の所有権を登記名義人とするためにする登記については、登録免許税が課されません。

- ② 少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置

個人が、令和7年3月31日までに、土地について所有権の保存登記又は相続による所有権の移転登記を受ける場合において、これらの登記に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額が100万円以下であるときは、その土地の所有権の保存登記又はその土地の相続による所有権の移転登記については、登録免許税が課されません。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0018003-081-01.pdf>